良好な水質環境を目指して
～合併処理浄化槽設置の補助～

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため、国が行う合併処理浄化槽設置整備補助に対応し、合併処理浄化槽設置者に補助を行っています。

補助対象

○次の区域以外の地域
・公共下水道事業認可区域
・農業集落排水事業認可区域
・コミニティプラント事業整備区域
○市税等に滞納がないこと

補助金額

通常型浄化槽
○5人槽・・・29万4千円
○7人槽・・・34万2千円
○10人槽・・・45万9千円
高度処理型合併浄化槽
N型（窒素またはりん除去能力を有する高度処理型）
○5人槽・・・66万4千円
○7人槽・・・70万2千円
○10人槽・・・75万2千円
高度処理型合併浄化槽
NP型（窒素およびりん除去能力を有する高度処理型）
○5人槽・・・87万6千円
○7人槽・・・131万9千円
※市が指定する牛久沼流域については、N型・NP型いずれかとし、その他の対象地域については通常型の補助とします。

ご注意ください

本年4月1日から新たに浄化槽一括契約システムが始まりました。これは、管理者の義務である保守点検・清掃・法定検査が県で定めた契約書により一括して契約できるシステムです。今後はこちらの契約書の添付が必要となります。補助金を希望されている方は十分ご注意ください。

受付期間

4月1日㈭～11月30日㈫
ただし、平成22年度工事完了のものに限ります。

問 下水道課 ☎52-3939

良好な生活環境を保全するため
～ラブホテル建築等規制条例を制定～

市民の良好な生活環境の保全と青少年の健全な育成を図るため、市内でのラブホテルの建築を規制する「ラブホテル建築等規制条例」を制定し、4月1日から施行しました。

基本的内容

・ラブホテルの基準・建築禁止区域の規定
・ホテル等の建築等の際の手続きの規定

条例の概要

・禁止区域内でのラブホテル建築の規制
・ホテル等の建築等をする際に申請の義務付け
・申請日から30日以内の近隣住民への説明会開催の義務付け
・ホテル等の審査のための「ホテル等建築審議会」の設置
・条例違反者に対しての改善の勧告・命令規定
・命令違反者への罰則規定

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58-2111（内線8161）

補助事業が廃止になります
～チャイルドシート購入費一部補助～

市では、幼児の交通事故防止を図るため、チャイルドシート購入費の一部補助を実施してきました。
しかしながら、平成12年4月1日の道路交通法の改正による幼児のチャイルドシート着用の義務化から10年が経過し、交通安全の観点からのチャイルドシート着用の普及・促進という当初の目的が達成されたことを受け、本年9月30日㈭をもって事業を廃止します。ご理解・ご協力をお願いします。
今後、申請を希望する方は、本年9月30日㈭までに生活環境課へ提出してください。
※予算内での補助のため、期限より前に受付終了となる場合があります。あらかじめご了承ください。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58-2111（内線8136）

円滑な道路交通のために
～道路に枝の張り出しはありませんか～

道路への倒木や枝が張り出していたり、枯木や折れ枝などがあることで、通行を妨げ車両や歩行者に事故が発生した場合、その樹木の所有者が責任を問われることがあります。
今後、事故を未然に防ぐためにも、所有している樹木などの管理はもとより、強風や大雨の後には、特に注意されますようお願いします。

問 谷和原庁舎建設課 ☎58-2111（内線8184）
問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58-2111（内線8138）

4月25日㈰は、市長選挙・市議会議員補欠選挙の投票日です